

令和 2 年 6 月 16 日現在

機関番号：13801

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2019

課題番号：17K04768

研究課題名（和文）小・中学校における公正に対する見方・考え方の形成に関する基礎的研究

研究課題名（英文）Developing Perspective and Way of Thinking about Justice in Elementary and Junior High School

研究代表者

磯山 恭子（ISOYAMA, KYOKO）

静岡大学・教育学部・教授

研究者番号：90377705

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、市民のための法教育のあり方を考える基礎的研究である。本研究では、市民に必要な公正に対する見方・考え方の形成を目指す法教育の理論と実践を多面的に分析し、小・中学校の法教育のカリキュラムを構想するために必要な視点の提出を試みた。その際、アメリカの法教育（Law-Related Education）およびスウェーデンの社会科を先行モデルとして取り上げた。さらに、小・中学校における公正に対する見方・考え方の形成を目指す法教育の授業を開発し、考察を行なった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

法的な関係を基盤として成立する社会である法化社会の進展を受けて、法的参加の意識・能力が市民に求められている。これまでこのような新たな資質の育成を視野に入れた研究・実践は、ほとんどなされてこなかった。アメリカの法教育およびスウェーデンの社会科にみる発想は、市民に必要な法的リテラシーの一つである法的参加の意識・能力の育成を目指す日本の法教育のあり方を模索する上で、十分に有効な示唆を与えてくれる。公正に対する見方・考え方は、このような法的参加の意識・能力の基盤をなしている。公正に対する見方・考え方は、異なるもの・こと・ひとは異なるように、同じもの・こと・ひとは同じように取り扱う思考枠組みである。

研究成果の概要（英文）： This is the fundamental study regarding the state of Law-Related Education. The study suggested new perspective to Law-Related Education curriculum in elementary and junior high school by dimensionalizing the theory and practice on Law-Related Education regarding perspective and way of thinking about justice. It focused on Law-Related Education in the United States, and Social Studies in Sweden. It revealed how to develop perspective and way of thinking about justice in elementary and junior high school through Law-Related Education units were developed and practiced.

研究分野：社会科教育学

キーワード：社会科 市民的資質 法教育 アメリカ スウェーデン 法化社会 公正 カリキュラム

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

本研究は、日本の法化社会の進展に伴う現代の教育の課題に応えるために、市民のための法教育のあり方を考える基礎的研究である。

法化社会とは、法的な関係を基盤として成立する社会である。法化社会の進展を受けて、法的な関係の中でその問題を捉え直した上で、様々な法的な紛争解決に実体的に関与し、社会の中で多様な人々と法的対話を行いながら、一定の法理念や実定法を基礎に価値的な判断を下す意識・能力、すなわち法的参加の意識・能力が、市民に求められることになると考える。しかしながら、これまで、このような市民に必要な法的参加の意識・能力という新たな資質の育成を視野に入れた研究・実践は、ほとんどなされてこなかった。中でも、研究代表者が着目する公正に対する見方・考え方は、このような法的参加の意識・能力の基盤をなしていると考えられる。公正に対する見方・考え方は、異なるもの・こと・ひとは異なるように、同じもの・こと・ひとは同じように取り扱う思考枠組みである。公正に対する見方・考え方は、法やルールに関する提案、信条や意見を考え、表現し、多様な人々とコミュニケーションを図り、交流するにあたり、価値的な判断の基準として重要な視点となる。

アメリカの法教育 (Law-Related Education) およびスウェーデンの社会科にみる発想は、これからの市民に必要な法的参加の意識・能力の育成を目指す日本の法教育のあり方を模索する上で、十分に有効な示唆を与えてくれると考えられる。

2. 研究の目的

本研究は、市民に必要な公正に対する見方・考え方の形成を目指す法教育の理論と実践を多面的に分析し、日本の小・中学校の法教育のカリキュラムを構想するために必要な視点を提出することを目的としている。その際、アメリカの法教育およびスウェーデンの社会科を、先行モデルとして取り上げる。

3. 研究の方法

主として、次の四つの手順を用いて、本研究の目的を達成する。

第一に、市民に必要な公正に対する見方・考え方の形成という視点のもとで、教育内容、カリキュラム、教材、学習指導案の分析・検討を行ない、法教育の意義と可能性を考察する。第二に、アメリカの各州の社会科と法教育の取り組みを調査し、小・中学校における公正に対する見方・考え方の形成を目指す法教育の現状と課題を検討する。第三に、スウェーデンの社会科および法教育の取り組みを調査し、公正に対する見方・考え方の形成を目指す教育の特色を検討する。第四に、これらの手順を通じて得られた知見に基づき、日本の小・中学校における公正に対する見方・考え方の形成を目指す法教育の授業モデルを開発し、それらの実践を踏まえて考察を行う。

4. 研究成果

(1) 法教育における公正に対する見方・考え方の位置

法的リテラシーの育成を目指すアメリカの法教育とは、「法律専門家ではない者を対象に、法全般、法形成過程、法制度と、それらが基づいている原理と価値に関する知識と技能を提供する教育」であると定義されている。アメリカの法教育は、市民が、社会の法の根底にある公正という価値を自覚し、公正に関連する法的な問題を解決する技能を獲得するための取り組みである。市民に必要な公正に対する見方・考え方の形成を目指すシティズンシップ教育こそが、法教育である。

アメリカの法教育を牽引してきた American Bar Association による公正を取り扱う法教育の授業の事例では、中核となる法的な概念として、「市民参加」「合衆国憲法」「紛争解決」「適正法手続き」「平等の保護」「合衆国憲法修正第1条」「法と社会」を位置づけている。中でも、「紛争解決」「適正法手続き」「平等の保護」では、重点的に公正の取り扱いがなされている。これらの分析から、公正に対する見方・考え方の形成を目指す法教育の授業では、多様な公正の価値を踏まえて、多角的・多面的な公正に対する見方・考え方の形成を促し、全体的で継続的な公正の意味の議論を行うことが重要であることがわかる。

(2) アメリカの法教育における公正に対する見方・考え方の形成を目指す学習の展開

アメリカにおける法教育の動向

アメリカのテキサス州、イリノイ州、ワシントン州、ミズーリ州、アラバマ州における法教育の動向を調査した。具体的には、各州における法教育の背景、法教育の目的、法教育の展開、法教育カリキュラムおよび教材の開発、および学校教育との連携の聞き取り調査や資料調査を行った。さらに、各州において開発されている法教育カリキュラムおよび法教育教材を収集した。中でも、アラバマ州に注目する。

ワシントン州における公正に対する見方・考え方の形成を目指す学習の取り組み

ワシントン州の法教育は、裁判所をはじめとする多様な機関の連携のもとで、法教育を推進する取り組みがみられた。ワシントン州の法教育は、市民として必要な法的な知識・技能・態度の形成を目指している。公正に対する見方・考え方の形成を目指す学習では、交通事故の事例で Teen Court を導入し、公正に対する見方・考え方を活用し、実際の交通事故の判断を行う学習活動を展開している。

アラバマ州における公正に対する見方・考え方の形成を目指す学習の取り組み

アラバマ州の法教育では、Alabama Center for Law & Civic Education による法教育を推進する取り組みがみられた。Alabama Center for Law & Civic Education では、公民的な知識、技能、責任の分野で、若者を含めた市民の教育を推進している。具体的には、“Play by the Rules” といったプログラムを開発している。“Play by the Rules”の学習活動は、子どもの法的な問いを確認する段階、法的な情報を活用し、法的な知識を習得する段階、法的な見方・考え方を働かせて、法的な事象を議論し、参加する段階という三つの段階で組織されている。

(3)スウェーデンにおける公正に対する見方・考え方の形成を目指す学習の展開

スウェーデンにおける法教育の動向を調査した。具体的には、スウェーデンにおける法教育の背景、法教育の目的、法教育の展開および学校教育との連携の資料調査を行った。さらに、スウェーデンにおいて開発されている社会科教科書および法教育教材を収集した。スウェーデンの社会科では、公正、平等、人権の相互尊重をはじめとする社会的な価値に対する見方・考え方の形成を重視している。中でも、スウェーデンの社会科科目「公民」(Civics)には、公正に対する見方・考え方の形成を目指す学習が位置付けられている。

(4)中学校における法教育授業の提案 - 公正に対する見方・考え方の形成を目指して - (袋井市立袋井中学校 高橋壮臣)

単元「荒川の堤防は公正なのか」の開発の経緯

本単元のねらいは、他地域との結び付きを中核として考察した関東地方の地域的特色を手掛かりに、江東区と江戸川区を流れる荒川の堤防の高さの違いを考えることを通して、公正に対する考え方を広げたり深めたりすることである。

日本のほぼ中央に位置する関東地方は、政治や経済の中心としての役割を果たしている。「他地域との結び付きを中核とした考察」をすることで、関東地方の地域的特色を捉えることができる。

最近、関東地方に関するニュースとして取り上げられたり話題となったりしているのが自然災害や防災・減災である。利根川や荒川などの大きな河川が氾濫したり堤防が決壊したりすることによって被る被害は、ひと・もの・ことが集中する関東地方では特に甚大になりやすい。このような被害を防ぐために、関東地方の河川には大きな堤防が築かれている。ところが、現在この荒川の堤防をめぐる地域住民や行政を巻き込んだ問題となっている。その問題とは、堤防の高さと厚さをめぐり問題である。多くの企業や首都機能が集中する江東区の堤防は、厚く高く造られている。対して、埋め立てて造られた住宅地が多い江戸川区の堤防は、江東区の堤防よりも薄く低く造られている。この問題を解決する方法として、江戸川区側にスーパー堤防と呼ばれる地ならしの堤防を、総工費約 12 兆円、工事期間約 400 年をかけて建設する予定が浮上している。しかし、莫大な建設費がかかったり全ての住宅の移転が必要だったりするなど、スーパー堤防の建設にも新たな問題が巻き起こる事態となっている。

そこで、堤防の違いと、スーパー堤防の建設という問題に対して、関東地方の地域的特色を手掛かりに考察することで、公正とは何かを考える単元「荒川の堤防は公正なのか」を構想した。

単元「荒川の堤防は公正なのか」の指導計画

本単元「荒川の堤防は公正なのか」は、4 時間で構成し、袋井中学校 2 年 3 組生徒 33 人を対象に行った。

公正の見方・考え方の形成を目指す授業の実際

第 1 時では「高さの違う堤防は公正なのか」を学習課題として設定した。ここでは、まず本単元の導入として、写真と動画から、江東区と江戸川区を流れる荒川の堤防をめぐる問題をつかませた。次に、江東区側と江戸川区側で堤防の厚さと高さが異なる理由を予想させて、この状態が公正なのかを考えさせた。そして、関東地方の地形や気候、産業、特産物などを調べて白地図にまとめることで、関東地方の地域的特色を理解させた。

第 2 時では「関東地方のつながりにはどのような特徴があるのか」を学習課題として設定した。ここでは、教科書や資料集などを手掛かりにして、次の四つの視点とキーワードから「東京都は、『どこ』と『どのように』繋がっているのか」を考えさせた。第一の視点は、「農業」で、活用するキーワードは「近郊農業」である。第二の視点は「工業」で、キーワードは「工業地域・工業地帯」である。第三の視点は、「人口」でキーワードは「昼間人口・夜間人口」である。第四の視点は、「交通」で、キーワードは「鉄道・高速道路・通勤・通学」である。このように、四つの視点とキーワードから、関東地方のつながりをまとめさせた。

第 3 時では「首都機能や大使館などの分布(集まりや散らばり)にはどのような特徴があるのか」を学習課題として設定した。ここでは、小グループに分かれて協働で東京都の主題図を作成して読み取らせた。主題は、次の三つである。第一に、「人口の変化」である。昼間人口よりも夜間人口の方が多い区はピンク色で、夜間人口より昼間人口の方が多い区は、青で塗らせた。第二に、「交通網の広がり」である。高速道路と新幹線が通っている場所を書き込むとともに、「東京駅」「羽田空港」には金色のシールを貼らせた。第三に、「首都機能の分布」である。資料を手

掛かりにして、政治に関する施設は赤いシールを、情報に関する施設は黄色いシールを、外交に関する施設は緑のシールを、経済に関する施設は青のシールを、文化に関する施設は銀色のシールを貼らせた。本時のまとめとして、作成した主題図を読み取り、気付いたことをワークシートに記入させた。

第4時では「高さが違う堤防は公正なのか」を学習課題として設定した。ここでは、まず前時に読み取った「首都機能や大使館などの分布の特徴」を、全体で共有させた。次に、江戸川区に建設予定のスーパー堤防の概要とスーパー堤防の建設反対運動に関する資料を読み取らせた。最後に、小グループで「高さが違う堤防は公正なのか」をテーマに話し合わせ、自分の考えをワークシートにまとめさせた。

授業の成果と課題

第1時と第4時の生徒のふりかえりの記述を比較することで、本単元を通して見られた生徒の変容を明らかにする。生徒のふりかえりに記述させた内容は、第1時・第4時ともに「高さが違う堤防は公正なのか」「公正とは何か」である。本単元を通して得られた成果は、次の三つである。

第一に、生徒の考えが変化した点である。第1時と第4時で考えが変わった生徒は8名であった。そのうち、「公正である」から「公正ではない」に変わった生徒は6名、「公正ではない」から「公正である」に変わった生徒は2名であった。一方で、第1時と第4時で考えが変わらなかった生徒は19名であった。生徒19名全ては、第1時と第4時で「公正である」と記述しており、第1時と第4時で「公正ではない」と記述した生徒はいなかった。

また、第1時と第4時で考えが変わらなかった19名の生徒の中には、S19「公正でない。理由は、江戸川区側ばかりが考えて損をさせられていると思うからです。都心側を低くできない理由もわかるけど、江戸川区側だけを低くしたら、もちろん損をすると私は考えます。江戸川区に使える建物などを建てたら、まだ公正ではない」と留保条件を提示した記述をする生徒がいたり、S15「公正ではない。高さが違うし『スーパー堤防事業』をやるって言っても400年と12兆円は無理だと思う。江戸川区に人がいないわけではないから」と効率の視点から考えた記述をした生徒が見られた。「公正である」という考え自体は変わらなくても、留保条件を提示したり、効率の視点を組み込むなど、思考の質的な変化が見受けられるようになった。

第二に、生徒の公正に関する考え方を広げることができた点である。第1時では、堤防の「高さ」や「高さ」に着目した結果の公正さに関する記述が多く見られた。第4時では、堤防の「高さ」や「高さ」に加えて、「リスク」「危険性」「被害」「負担」に着目した結果の公正さに関する記述が多く見られるようになった。例えば、S14「公正である。江東区は、昼間人口が多いため、大きな被害になると被害額もかかるが、一方で、江戸川区は都心へと行く人が多く昼間人口が少ないため、人が死ぬリスクも少ないから」という記述が見受けられるようになった。

第三に、生徒の公正に関する考えを深めることができた点である。例えば、第4時には、S32「多くの人が賛成し、費用や完成するまでの時間も考えていろいろな意見を集めた上で判断すること」や、S33「僕が思う公正とは、1人が決めるのではなくその問題に関わっている全員が関わってみんなが納得する結果にすること」など、第1時には見られなかった、機会の公正さに関する記述が見られるようになった。

このように、本単元の実践を通して生徒の考えが変化するとともに、公正に関する考えを広げたり深めたりすることができた。

課題としては、手続きの公正さに関する記述が見られなかった点である。本単元では、堤防の高さと厚さで対立状態を取り上げたが、地理的分野の学習ということもあり、合意の内容や解決策などを考える場面を設けなかった。そのため、生徒たちは、手続きの公正さについて考える機会がなかったと考えられる。手続きの公正さについては、身近な問題を取り上げて、対立から合意に至る過程を追体験したりロールプレイをしたりするなど体験的に学習することが必要であると考えられる。

(5) 教員養成学部・大学院における法教育授業づくりの取り組み

「紛争の解決 - 『過労自殺事件』『介護殺人事件』 - 」の開発（静岡大学大学院教育学研究科 平井誠也、石川晃啓）

中学校第3学年を対象に、社会科単元「紛争の解決 - 『過労自殺事件』『介護殺人事件』 - 」を、静岡大学大学院教育学研究科の大学院生2名で開発した。「過労自殺事件」「介護殺人事件」の事例をもとに、法教育教材を作成した。実際に、静岡大学教育学部附属島田中学校において、授業を実践した。

単元の目標は、公正の見方・考え方および権利と責任の見方・考え方を養うことである。第1時「紛争を解決する手段には何があるか」では、過労死をめぐる紛争の解決策について民事裁判を基に考察することを通して、民事裁判における公正な解決が事実と法を照らし合わせて行われていることを理解した。第2時「紛争を解決する手段には何があるか」では、過労死をめぐる紛争の解決策について、刑事裁判を基に考察することを通して、紛争解決手段としての刑事裁判の役割を理解するとともに、民事裁判と刑事裁判における判決の共通点を考察した。さらに、裁判員制度に関する映像を基に、裁判員の選ばれ方に着目しながら、裁判員制度の仕組みに関して自分で整理した。第3時「裁判員になってみよう」では、介護殺人をめぐる模擬裁判員裁判に

において検察側と弁護人側の主張を踏まえて量刑の判断をすることを通して、関連する法を基に裁判員として判決を公正に判断することの意義を考えた。法教育授業の実践の成果と課題を踏まえて、大学院生それぞれが、分析を行った。

「法と将来の私たちの生活」の開発（静岡大学教育学部 石神倫哉，佐宗あゆか，鈴木亘，溝口颯人，和田友祐）

中学校第3学年を対象に，社会科単元「法と将来の私たちの生活」を，静岡大学教育学部の学部生5名で開発した。「AIによる自動運転技術」の事例をもとに，法教育教材を作成した。実際に，静岡大学教育学部附属島田中学校において，授業を実践した。

単元の目標は，ルールづくりや事例の解決方法の考察を通じて，法の意義を理解し，公正な視点での判断，法形成を評価する態度を形成し，自らの生活と法を結びつけ，活用する能力を養うことである。第1時「いろいろな民事裁判を分析しよう」では，さまざまな民事裁判を分析し，判決の際の視点や，法の意義を捉えた。第2時「自動運転を実用化させるためのルールを作ろう」では，自動運転の実用化に向けてのルール作りの活動の中で，ルールを作るために必要な視点を捉えた。第3時「事例から解決方法を考えよう」では，自動運転での事故について，誰にどのような責任があるのか，どのような解決方法があるのかを公正な視点を以て考えた。法教育授業の実践の成果と課題を踏まえて，学部生それぞれが，分析を行った。

「身近な課題から『法』について考えよう」の開発（静岡大学教育学部 土屋翔太郎，古瀬平，宮島大樹，山本紫雲）

中学校第3学年を対象に，社会科単元「身近な課題から『法』について考えよう」を，静岡大学教育学部の学部生4名で開発した。「将来の日本で予想される社会問題」の事例をもとに，法教育教材を作成した。実際に，静岡大学教育学部附属島田中学校において，授業を実践した。

単元の目標は，現代日本の諸課題について考えをもち，課題解決のための法的な見方・考え方を養うことである。第1時「現代社会の問題を考えてみよう」では，今後の日本で起こりそうな問題に関する資料を読み，将来的にどうなるか考察した。さらに，その課題を2～4個の立場に分かれて考え，法の必要性を実感した。第2時「公園の利用の仕方を考えよう」では，身近な民事紛争のモデルから対立点を見つけ出し，双方にとって公正といえる解決策を考えた。さらに，紛争に対する解決策を考えることを通じて，法律は公正な合意に至るためにあると理解した。第3時「社会問題を解決するためのきまりを考えよう」では，周囲の社会問題や，今後予想される課題を発見し，それらの解決策となる法を班ごとに考案した。さらに，社会の問題点を発見する活動を通して，地域の課題に向き合おうとする意識を身に付けた。法教育授業の実践の成果と課題を踏まえて，学部生それぞれが，分析を行った。

「犯罪被害者の実名報道は行うべきか - 法的視点から分析しよう -」の開発（静岡大学教育学部 柏木慎太郎，河原章太郎，功刀啓太郎）

中学校第3学年を対象に，社会科単元「犯罪被害者の実名報道は行うべきか - 法的視点から分析しよう -」を，静岡大学教育学部の学部生3名で開発した。「犯罪被害者の実名報道」の事例をもとに，法教育教材を作成した。実際に，静岡大学教育学部附属島田中学校において，授業を実践した。

単元の目標は，法の意義を理解し，公正な視点での判断・評価をしようとする態度を形成し，自らの生活と法を結び付け，活用する能力を養うことである。第1時「実名報道は，なされるべきだったか？」では，仮の新聞を用いて，実名と匿名ではどちらの報道のほうがいいのか投げかけ，自分たちの生活の中では実名報道が当たり前であることを確認した。実名報道が問題とされたニュース映像を見て，子どもの考えを揺さぶった。第2時「実名報道は，なされるべきだったか？」では，第1時で子どもが調べた情報に加え，授業者側も資料を必要に応じて提示できるようにした。さらに，グループ，クラス全体で考えを共有し，子どもが自分の思いを伝え合い，自分の考えを修正できる時間を設けた。第3時「よりよい報道とは誰にとってのものなのか？」では，子どもが第2時までにまとめた考えを発表し，題材を一般化し，再度グループで話し合った。より多くの人々が納得するだけでなく，立場の弱い人も安心して暮らせるような報道をつくるのが重要なのではないかと考えることを深めた。法教育授業の実践の成果と課題を踏まえて，学部生それぞれが，分析を行った。

「公正観を高めよう」の開発（静岡大学教育学部 渡辺駿仁，熊谷優貴乃，河合杏）

中学校第3学年を対象に，社会科単元「公正観を高めよう」を，静岡大学教育学部の学部生3名で開発した。「野球のドラフト」の事例をもとに，法教育教材を作成した。実際に，静岡大学教育学部附属島田中学校において，授業を実践した。

単元の目標は，様々な公正観に出会い，自己の公正観を養うことである。第1時「野球のドラフトからみる公正」では，ドラフトとはどういう仕組み，賛成か否か，選手と球団の両方の視点を考えた。第2時「新しいドラフトの仕組みを考えよう」では，新しく，両視点に立ったドラフトの仕組みを考えることを通じて公正観を考えた。第3時「身の回りの公正について考えよう」では，自分の生活の中に潜む公正について，何があるのかを見つけ，それが公正であるのかどうかを考えた。法教育授業の実践の成果と課題を踏まえて，学部生それぞれが，分析を行った。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 4件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

| | |
|--|---------------------------|
| 1. 著者名 Kyoko ISOYAMA | 4. 巻 105 |
| 2. 論文標題 Current Situation and Challenges of Law-Related Education | 5. 発行年 2018年 |
| 3. 雑誌名 Resource Material Series | 6. 最初と最後の頁 pp. 116-126 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 有 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|---------------------------|
| 1. 著者名 Kyoko ISOYAMA | 4. 巻 105 |
| 2. 論文標題 Practice of Law-Related Education to Develop Legal Literacy | 5. 発行年 2018年 |
| 3. 雑誌名 Resource Material Series | 6. 最初と最後の頁 pp. 127-134 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 有 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|--------------------------|
| 1. 著者名 磯山恭子 | 4. 巻 No.701 |
| 2. 論文標題 政治的主体となる子どもを育てる授業に求められる視点 | 5. 発行年 2017年 |
| 3. 雑誌名 『社会科教育』明治図書出版 | 6. 最初と最後の頁 pp. 16-17. |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|---|----------------------------|
| 1. 著者名 磯山恭子 | 4. 巻 第13号 |
| 2. 論文標題 アラバマ州の社会科における法的リテラシーの育成の方法論 | 5. 発行年 2017年 |
| 3. 雑誌名 『日本社会科教育学会全国大会発表論文集』日本社会科教育学会 | 6. 最初と最後の頁 pp. 206-207. |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|--------------------------|
| 1. 著者名 磯山恭子 | 4. 巻 No. 28 |
| 2. 論文標題 「生活科における社会に働きかける力の育成を目指す教材の開発 創造的な思考を促す活動の分析を通じて」 | 5. 発行年 2018年 |
| 3. 雑誌名 『静岡大学教育実践総合センター紀要』静岡大学教育学部附属教育実践総合センター | 6. 最初と最後の頁 pp. 78-88. |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無 有 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|---------------------------|
| 1. 著者名 Kyoko ISOYAMA | 4. 巻 3-1 |
| 2. 論文標題 Law Related Education in Japan: Developments and Challenges | 5. 発行年 2019年 |
| 3. 雑誌名 International Journal of Public Legal Education | 6. 最初と最後の頁 pp. 96-122. |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無 有 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

〔学会発表〕 計3件 (うち招待講演 1件 / うち国際学会 1件)

| |
|--|
| 1. 発表者名 磯山恭子 |
| 2. 発表標題 法的リテラシーの育成を目指す法教育カリキュラムの構成の特色 - “Play by the Rules” の分析を通じて - |
| 3. 学会等名 第9回法と教育学会学術大会 |
| 4. 発表年 2018年 |

| |
|--|
| 1. 発表者名 Kyoko ISOYAMA |
| 2. 発表標題 Promoting Culture of Lawfulness in Education System in Japan |
| 3. 学会等名 MoFA & UNODC “Preventing violent extremism leading to terrorism through rule of law based criminal justice approaches and promotion of culture of lawfulness” (招待講演) (国際学会) |
| 4. 発表年 2018年 |

| |
|--|
| 1. 発表者名 磯山恭子 |
| 2. 発表標題 アラバマ州の社会科における法的リテラシーの育成の方法論 |
| 3. 学会等名 第67回日本社会科教育学会全国研究大会（千葉大学） |
| 4. 発表年 2017年 |

〔図書〕 計3件

| | |
|--|-------------------|
| 1. 著者名 江口勇治、井田仁康、唐木清志、國分麻里、村井大介、磯山恭子、小野智一、宮崎沙織、鎌田公寿、呂光暁、得意千照、金王玄辰、大高皇、國原幸一朗、泉貴久、篠崎正典、熊田禎介、佐藤公、藤井大亮他 | 4. 発行年 2018年 |
| 2. 出版社 帝国書院 | 5. 総ページ数 304P. |
| 3. 書名 21世紀の教育に求められる「社会的な見方・考え方」（分担：法教育における社会的事象の見方・考え方の育成 - 法的思考のプロセスを手がかりとして -） | |

| | |
|--|-------------------|
| 1. 著者名 森茂岳雄，川崎誠司，桐谷正信，青木香代子編著，磯山恭子，太田満，木村真冬，久保園梓，坪井龍太，坪田益美，津山直樹，中澤純一，中山京子，福山文子，松尾知明，宮崎沙織，山根俊彦 | 4. 発行年 2019年 |
| 2. 出版社 明石書店 | 5. 総ページ数 298P. |
| 3. 書名 社会科における多文化教育 多様性・社会正義・公正を学ぶ（分担：アメリカの社会科における多文化法教育の展開） | |

| | |
|--|-------------------|
| 1. 著者名 日本公民教育学会編，栗原久，樋口雅夫，釜本健司，磯山恭子，土屋直人，福田喜彦，吉田剛，小松伸之，桐谷正信，長田健一，鈴木正行，真島聖子，升野伸子，井上昌義，中平一義，土肥大次郎，鷲原進，竹澤伸一，桑原敏典，田本正一他 | 4. 発行年 2019年 |
| 2. 出版社 第一学習社 | 5. 総ページ数 256P. |
| 3. 書名 新版テキストブック公民教育（分担：中学校社会科公民的分野の目標と内容） | |

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

| | 氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号) | 所属研究機関・部局・職 (機関番号) | 備考 |
|--|---------------------------|-----------------------|----|
|--|---------------------------|-----------------------|----|